

兵庫県立夢前高等学校いじめ防止基本方針

学校番号 3 2 5 0 7 4 兵庫県立夢前高等学校

1 学校の方針

校訓「誠実・健康・敬愛」のもと、「人としてのあり方・生き方を常に考え自主的精神に満ちた人間の育成」を教育目標にして、安全・安心で規律ある学校づくり、基礎学力を身につけ学び続ける意欲・態度を醸成する学校づくり、美しい環境のもと明るく活気ある学校づくり、地域に開かれ地域に貢献する学校づくりを展開してきた。

さらに、「命と人権を大切にし、いじめのない学校、明るい学校づくり」を重点目標に設定し、人間としての生き方を学ばせ、自己有用感を高め、豊かな情操や道徳心を身につけさせる。そして、家庭や地域との連携を密にして、互いに思いやり、尊重し、安心して学べる環境づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的考え方

本校は校内外の様々な体験活動をとおして地域や家庭との連携を深め、地域や家庭に信頼される学校づくりを進めている。特に年齢の異なる人々とのふれ合いをとおして、命や人権を大切にする心や共に生きる力の育成を目指している。例えば、校内活動では、自作の夢前高校かるたを使用した「交流かるた大会」をはじめとして「ふれあい芋掘り交流」や「ドリーム杯競技大会」、校外活動では「高齢者福祉施設訪問」、「地域行事」や「地域清掃」等を実施し、地域の中の高校として取り組み、成果をあげている。

いじめについては、平素より教師一人一人があらゆる場面で個々の生徒を観察し、ふれあいをとおして学校生活や家庭生活の状況の把握に努めている。そして年6回生徒に「学校生活に関するアンケート」を実施し、いじめの早期発見に取り組み、さらに、それに基づいて全生徒と個人面談・三者面談を行い、教職員と生徒との信頼関係を深めながら、いじめを抑止し人権を大切にする土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを進めている。

「学校いじめ防止基本方針」を策定することによって、本校の体制を整備し、これまでの取組を検討して、いじめをさせない・いじめを許さない教職員といじめをしない・いじめを許さない生徒の意識を高め、いじめを決して起こさないためにも以下の指導体制を構築し、取り組む必要がある。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員や心理に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行なわれ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見するためのチェックリストを別に定める。

別紙2 いじめ早期発見のチェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙 3 年間指導計画

(3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙 4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」場合である。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長のリーダーシップのもと、学校が主体となって、いじめ予防対策・対応委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される高校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に対して情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ予防対策・対応委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。